

精神障害者の正しい理解を図る 取り組みの組織的推進に関する研究

平成19年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 保崎秀夫

目 次

I . 総括研究報告書

- 精神障害者の正しい理解を図る取り組みの組織的推進
に関する研究 1
主任研究者 保崎 秀夫

II 分担研究報告書

1. 普及啓発の組織的・戦略的推進に関する研究 11
上田 茂
2. ライフステージに応じた精神保健教育資材の開発
に関する研究 71
大西 守
3. 普及啓発における当事者の積極的参加とマスメディア
による支援に関する研究 109
山下 俊幸
4. 精神保健学の教育資材開発に関する研究 199
竹島 正

I . 総括研究報告書

精神障害者の正しい理解を図る取り組みの組織的推進に関する研究

主任研究者 保崎 秀夫（社団法人 日本精神保健福祉連盟）

研究要旨：

【目的】本研究は、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」実現へ向けて、国、都道府県、市町村、関係諸団体等の連携による普及啓発の組織的・戦略的推進の方法を明らかにすることを目的とした。

【方法】①18 年度研究で作成した「普及啓発を組織的・戦略的に推進するためのガイドライン試案」に関する意見を全国の普及啓発関係者から収集し、ガイドライン完成のための検討を行った。また、「精神疾患の報道を考える懇話会」を開催し、普及啓発におけるメディアとの連携のあり方について検討した。②中年期のメンタルヘルス上の課題について検討した。また 18 年度研究で作成した「教育現場でのメンタルヘルス教育・啓発に関するマニュアル（案）」の検討を行った。さらに③新聞記者との意見交換会を開催し事件報道と積極的報道のあり方について検討した。また 18 年度研究で作成した、当事者の積極的参加を支援するためのマスメディア向け啓発資料案をもとに「精神保健福祉ガイドブック—当事者の積極的参加に向けたマスメディアによる支援のために—」作成の検討を行った。④普及啓発を推進する方法として精神障害者の芸術活動の支援が考えられることから、都道府県及び政令指定都市を対象に精神障害者の芸術活動支援の現状に関する質問紙調査を実施した。また、全国の精神保健福祉センターから普及啓発資材を収集し、その作成手順等に関する質問紙調査を実施すると共に、デザイン面を中心とした専門家による評価を実施した。

【結果及び考察】①地方自治体や精神保健福祉関係団体の普及啓発担当者に向けたガイドラインを作成した。また「精神疾患の報道を考える懇話会」の結果、メディアとの連携を進める上で、メディアカンファレンスの定期開催、中立的立場からメディアに情報提供する取り組み、メディア従事者のニーズ把握のための調査、が必要と考えられた。②中年期以降のライフステージでは、健康教育、サービスシステムの周知等が重要と考えられた。「教育現場でのメンタルヘルス教育・啓発に関するマニュアル」を作成した。③誤解や偏見をもたらす事件報道を減らし積極的報道を増やすためには、マスコミ関係者の精神障害者に対する関心を高めることが必要と考えられた。本研究で作成したガイドブックの活用によって当事者、精神保健福祉関係者、マスコミ関係者の協働作業の促進が期待される。④芸術活動支援については、自治体の把握している情報が一般的に少なく情報伝達や保持の方法の改善が必要と考えられた。「全国こころの美術展」のような全国規模の展覧会の開催について検討することが必要と考えられた。普及啓発資材の作成に当たっては専門家を活用することが効果的であり、各都道府県が共同して資材の研究や開発を行うことも有効と考えられた。

分担研究者

上田 茂（財団法人 日本医療機能評価機構）

大西 守（社団法人 日本精神保健福祉連盟）

竹島 正（国立精神・神経センター精神保健研究所）

山下俊幸（京都市こころの健康増進センター）

A. 研究目的

厚生労働省は平成 16 年 9 月に発表した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」の中で、「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的な方策を推し進めるための基本方針の一つとして、精神疾患や精神障害者について国民各層が正しい理解を深めるよう意識改革に取り組むものとしている。そして、おおむね 10 年後の達成目標として、「精神疾患は生活習慣病と同じく誰もがかかりうる病気であることについての認知度を 90%以上とする」を掲げている。

しかし、国民意識の変革すなわち普及啓発の取り組みは、現在でも国、都道府県、市町村、関係諸団体等によって行われているが、必ずしも組織的・戦略的なものになっていないという実情がある。それらの取り組みの多くはそれぞれ個別的なものに留まっており、関係する組織や団体が連携し一体となった取り組みは限られている。また、一般住民、保健医療福祉関係者、地域活動関係者、精神障害当事者及びその家族等といった対象に応じた普及啓発の推進という観点に乏しく、対象別に整理された共通の教育資材の整備という点でも不十分である。さらには、普及啓発において重要な役割を持つマスメディアを活用する方策

についても、これまで十分に検討されてこなかった。

本研究では、以上のような普及啓発の課題に対処し、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」の実現に向けて、国、都道府県、市町村、そしてマスメディアも含めた関係諸団体等が連携を取りつつ組織的・戦略的に普及啓発を推進する方法を明らかにする。特に本年度は、3 年研究の最終年度として過去 2 年間の研究結果を踏まえながら、普及啓発に効果的な手法を具体的に開発することを目的としている。

本研究の中で実施される 4 つの分担研究それぞれの目的は以下の通りである。

1. 「普及啓発の組織的・戦略的推進に関する研究」（分担研究者 上田 茂）：

過去 2 年間の本分担研究の結果を踏まえて、昨年度の研究で作成した「普及啓発を組織的・戦略的に推進するためのガイドライン試案」について、その内容を検討・修正し完成版を作成する。

また、国民意識の変革に向けて、マスメディアと行政を含む精神保健医療福祉従事者との連携のあり方を検討する。

2. 「ライフステージに応じた精神保健教育資材の開発に関する研究」（分担研究者 大西 守）：

ライフステージに応じた精神保健教育資材の開発のため、過去 2 年間の本分担研究で得られた調査・研究結果をもとに、本年度は研究をさらに発展させながら総括する。

特に、中年期のメンタルヘルス上の課題の明確化、教育関係者や保護者向けのメンタルヘルス教育・啓発に関するマニュアルの作成、ヨーロッパでの精神保健上の課題の検討の 3 点を本年度の目的とする。

3. 「普及啓発における当事者の積極的参加とマスメディアによる支援に関する研究」

(分担研究者 山下俊幸) :

マスメディア関係者との意見交換を通して、事件報道や積極的報道のあり方について検討する。

また、昨年までの本分担研究で作成した、普及啓発への当事者の積極的参加を支援するためのマスメディア向け啓発資料案をもととして、その完成版を作成する。

4. 「精神保健学の教育資料開発に関する研究」(分担研究者 竹島 正) :

精神障害者の芸術活動支援と普及啓発の連携のあり方について検討するための情報を得るべく、本分担研究では精神障害者の芸術活動支援の現状を把握することを目的とする。

また、既存の普及啓発資料とその作成過程に関する情報収集や専門家評価によって普及啓発資料の実態を把握し、その効率的開発に資することも目的とする。

B. 研究方法

1. 「普及啓発の組織的・戦略的推進に関する研究」:

昨年度までの研究で作成したガイドライン試案を全国の都道府県、政令指定都市、精神保健福祉センターの普及啓発担当者に送付し、その内容に関する意見を収集した。その後、収集された意見について、本分担研究者と研究協力者によって構成された編集ミーティングで内容を検討し、必要に応じてガイドラインに修正を加え完成版を作成した。

また、医療分野で活動する新聞社・通信社の記者と行政・医療分野の代表者による「精神疾患の報道を考える懇話会」を開催

し、その中で、マスメディアと行政・医療者の効果的な連携のあり方について検討し、意見の一致するところをまとめた。

2. 「ライフステージに応じた精神保健教育資料の開発に関する研究」:

まず、中年期のライフステージにおけるメンタルヘルス上の課題について検討した。

また、過去2年間の本分担研究によって作成した「教育現場でのメンタルヘルス教育・啓発に関するマニュアル(案)」について、平成18年度の研究で教職員から収集した意見を検討し、必要に応じて修正を加え、完成版を作成した。

さらに、海外での精神障害への偏見の除去のための活動について、WHOを中心にヨーロッパでの課題を検討した。

3. 「普及啓発における当事者の積極的参加とマスメディアによる支援に関する研究」:

まず、事件報道と積極的報道のあり方について、本分担研究班メンバーと新聞4紙の記者4名による意見交換会を開催した。

また、過去2年間の本分担研究で作成したマスメディア向け啓発資料案をもとに、その内容・構成を分担研究班会議で検討し、完成版を作成した。

4. 「精神保健学の教育資料開発に関する研究」:

精神障害者の芸術活動支援に関して、都道府県及び政令指定都市を対象に質問紙調査を実施した。調査では、精神障害者が出展可能な展覧会について各自治体が把握している情報、地域での芸術活動支援について各自治体が把握している情報、「全国こころの美術展」の中断に関する当事者等の意見、について尋ねた。

また、全国の精神保健福祉センターから

普及啓発資料の提供を受けるとともに、資料の作成手順に関する質問紙を送付し回答を収集した。次に、提供された資料について、デザイナー、編集専門家、精神科医各1名による、デザイン面、内容面、品質面についての評価を実施した。さらに質問紙の回答内容と専門家評価の結果をつき合わせて分析した。

C. 研究結果

1. 「普及啓発の組織的・戦略的推進に関する研究」:

ガイドラインへの意見として全国から寄せられた33件の回答を整理・検討し、計4回の編集ミーティングを通して、ガイドラインについての議論と内容の修正を重ねた結果、「精神保健医療福祉の普及啓発を組織的・戦略的に推進するためのガイドライン」を完成した。

また、計5回の懇話会で、精神保健医療福祉の全体的状況、普及啓発ガイドライン、国民意識調査の結果、精神障害者の犯罪、自殺予防総合対策センターの業務について情報提供を行い、それらをもとに討議した結果、精神保健医療の普及と国民の正しい認識を得る上で、社会、メディア、精神保健福祉従事者それぞれに問題のあることが明らかになった。

2. 「ライフステージに応じた精神保健教育資料の開発に関する研究」:

まず、中年期のメンタルヘルス上の課題として、以下のものが明確化された。

- 1) 自己の心理的課題を克服していく
- 2) 自分なりのストレス解消法をもつ
- 3) 適度な運動を心がける
- 4) 人的ネットワークを拡大させていく
- 5) 必要な情報を獲得していくために、インターネットなどの活用を配慮する

6) 適切な治療ネットワークを構築する

中年期以降のライフステージでは、精神老化防止のための健康教育、サービスシステムの周知、マンパワーの確保、が重要と考えられた。

また、教育関係者、保護者向けの精神障害や精神保健に関する理解促進のために、「教育現場でのメンタルヘルズ教育・啓発に関するマニュアル」を完成した。

さらに、ヨーロッパでは4人に1人が生涯に精神疾患のエピソードを経験しているが、必要なサービスを受けられるかどうかは国によって異なることが分かった。また、精神保健の問題は、身体的な健康問題、家族関係、社会ネットワーク、雇用状況、所得、より包括的な経済状況、に影響されるという認識が不十分という課題も明らかになった。

3. 「普及啓発における当事者の積極的参加とマスメディアによる支援に関する研究」:

新聞記者との意見交換では、事件報道については、「通院歴、病名を出すのに慎重になった。表現や見出しを考えるようになった。病気と事件を結びつけないようにしている。報道することに消極的になっている」などの意見があった。また、積極的報道については、「社会参加からの報道が必要。関心のないことの方が問題。薬物療法の進歩や退院促進の取り組みなどについて報道する。家庭欄で取り上げることも必要」などの意見があった。マスメディア向け啓発資料については、「必要」「参考になる」との意見が多かった。

さらに、マスメディア向け啓発資料案をもとに、以下のような構成の「精神保健福祉ガイドブックー当事者の積極的参加に向けたマスメディアによる支援のためにー」を完成した。第I部 当事者・家族の思い、

第Ⅱ部 精神保健と精神疾患、第Ⅲ部 精神科医療と精神障害者福祉の現状と課題、第Ⅳ部 報道と取材、資料（精神保健福祉関係団体、精神保健福祉関係資料、精神保健福祉センター）

4. 「精神保健学の教育資材開発に関する研究」:

芸術活動支援の現状に関する調査では、60の自治体から回答があった。精神障害者を対象とした芸術作品の展覧会の情報の平均件数は、全国規模が0.34件、自治体規模が1.14件であった。国が主催または後援している全国規模の展覧会は3件あったが、情報を把握している自治体はいずれも10%以下だった。地域の芸術活動支援者の情報も大半の自治体が把握していないと回答した。「全国こころの美術展」の中断に関しては、2自治体が当事者等から再開を希望する意見を聞いた経験を報告した。

また、普及啓発資材に関する調査では、全国66の精神保健福祉センターのうち63箇所から回答を得た。このうち59箇所のセンターから323件の紙媒体の資材が収集できた。質問紙からは、資材作成にデザイナー等の専門家が直接関わったという回答は少なく、デザインに関しては印刷業者に依頼するという回答も多かった。質問紙の回答内容と評価結果の比較では、総合評価点上位群で専門家への依頼の割合が他の群より多かった。また、総合評価点上位群では、作成年度が5年以上前のものの割合が他群より多く、工夫や苦勞した点等の自由記載のある割合も多かった。

D. 考察

1. 「普及啓発の組織的・戦略的推進に関する研究」:

組織的・戦略的な普及啓発を推進するた

め、ガイドラインの作成に当たっては、以下の点に留意した。まず、国レベルの方向性と連携するため、「こころのバリアフリー宣言」の指針に沿った普及啓発内容とすること。また、普及啓発の対象を明確にし、それぞれの対象の特性や必要性に応じた目的と内容で普及啓発に取り組むこと。そして、個々の組織や団体の枠組みを越えたネットワークを構築し、地域が一体となった普及啓発を進めること、である。

マスメディアと行政・医療者とのより良い連携のためには、

- 1) 幅広いメディアを対象としたメディアカンファランスを定期開催すること
- 2) メディアの質問に中立的な立場から情報を提供し、より深く確かな報道を促していく試行的取り組みを実施すること
- 3) メディア啓発におけるニーズを把握するため、メディア従事者を対象にした精神障害への実態についてのアンケート調査を実施すること

という3つの取り組みが必要と考えられた。

2. 「ライフステージに応じた精神保健教育資材の開発に関する研究」:

中年期には多くのライフイベントが待ち受けているが、この時期の準備状況が老後の人生や健康保持の鍵になると考えられた。そのため、老化現象への対処、うつ病・認知症対策、定年後を視野に入れた職場での準備、夫婦関係の変化、子どもとの関係の変化等の課題に取り組む必要がある。また、電子媒体の利用機会が少ない高齢者等にはインターネット活用のための支援も考える必要がある。

また、「教育現場でのメンタルヘルス教育・啓発に関するマニュアル」では、教育現場に精神医学的視点が必要である一方で、疾病性にこだわることなく事例性重視の姿

勢が求められることを強調した。

さらに、ヨーロッパでの精神保健上の課題に対して、WHO では政府機関だけでなく NGO 等の機関を積極的に活用した精神保健に関する交流を奨励していることが確認された。

3. 「普及啓発における当事者の積極的参加とマスメディアによる支援に関する研究」:

精神障害者に対して誤解や偏見をもたらす事件報道を減らし、当事者の積極的参加を支援するような、積極的報道を増やすためには、マスコミ関係者に対する積極的な情報提供や働きかけが求められる。普及啓発において当事者の積極的参加とマスメディアによる支援を進めるためには、本分担研究で作成したガイドブックを活用し、協働作業を促進することが期待される。

4. 「精神保健学の教育資料開発に関する研究」:

精神障害者を対象とした芸術作品の展覧会について、自治体が把握する情報は全般的に少ないと言える。特に全国規模の展覧会については情報が十分に共有されておらず、情報の伝達や保持の方法を改善することが必要である。また、活動支援者の情報や、「全国こころの美術展」のような全国規模の精神障害者を対象とした展覧会について、今後どのような取り組みを進めるべきかを検討することが重要である。

よい普及啓発資料を作るためには専門家の活用が効果的であると考えられ、よいものができると長く使われることが調査結果からうかがわれた。また、資料作成に当たって工夫した点等の情報を共有することが、各地域での効率的な資料作成に役立つものと思われた。現状では各都道府県が個別に努力してよりよい資料を作ろうとしている

ことが感じられるが、今後はそれらの努力を結集し、共同して研究や開発を行なうことが有効であると考えられた。

E. 結論

本研究は、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」の実現に向けて、国、都道府県、市町村、そしてマスメディアも含めた関係諸団体等の連携による、普及啓発の組織的・戦略的な推進の方法を明らかにし、効果的な手法を具体的に開発することを目的とした。

その結果、地方自治体や精神保健福祉関連団体の普及啓発担当者を対象としたガイドラインの作成、マスメディアとの連携のあり方の検討、教育関係者や保護者向けのマニュアルの作成、マスメディア向けガイドブックの作成、精神障害者の芸術活動支援の現状把握と支援のあり方、普及啓発資料のデザイン面を中心とした評価と、よりよい資料を開発する方法の検討がなされた。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

・精神障害者の正しい理解を図る取り組みの組織的推進に関する研究報告会，社団法人 日本精神保健福祉連盟・財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 主催，平成 20 年 2 月 5 日，東京

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

Ⅱ 分担研究報告書

普及啓発の組織的・戦略的推進に関する研究

上田 茂

平成 19 年度 厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
精神障害者の正しい理解を図る取り組みの組織的推進に関する研究
分担研究報告書

普及啓発の組織的・戦略的推進に関する研究

分担研究者；上田 茂（財団法人 日本医療機能評価機構）

研究要旨

目的；

「精神保健医療福祉の改革ビジョン」の目標の一つである、国民の意識変革に資することを目的とし、以下の2つを目的として本分担研究を実施した。すなわち、「精神保健医療福祉の普及啓発を組織的・戦略的に推進するためのガイドライン（以下、ガイドライン）の作成」と「普及啓発におけるメディアとの連携のあり方の検討」の2つである。

方法；

平成 18 年度の本分担研究で作成したガイドライン試案を全国の都道府県・政令指定都市・精神保健福祉センターの担当者に送付し意見を収集した。そして、それらの意見を踏まえて、編集ミーティングで検討し完成版を作成した。

また、医療分野で活動する記者と行政・医療分野代表者による「精神疾患の報道を考える懇話会（以下、懇話会）」を開催し、メディアとの連携のあり方について検討した。

結果と考察；

組織的・戦略的な普及啓発のためには、その目標や戦略、対象、方法、内容等を明確にし、組織・団体の枠を越えて地域が一体となった取り組みを行うことが必要との観点から最終的なガイドラインを作成した。

また、メディアとの連携には、①幅広いメディアを対象としたメディアカンファランスの定期開催、②メディアの質問に中立的な立場から情報を提供する試行的な取り組み、③メディア従事者を対象にした精神障害への理解の実態に関する調査、の3つの取り組みが必要と考えられた。

研究協力者

太田一夫（株式会社メドコム）	健研究所）
河野 真（国際医療福祉大学）	田中秀一（読売新聞社）
小林清香（東京女子医科大学）	田中太郎（共同通信社）
佐野雅隆（早稲田大学）	田辺 功（朝日新聞社）
澁井 実（国際医療福祉大学）	野口博文（社団法人 日本精神保健福祉連
瀬戸屋雄太郎（国立精神・神経センター精神保健研究所）	盟）
	原 昌平（読売新聞社）
竹島 正（国立精神・神経センター精神保健研究所）	松本俊彦（国立精神・神経センター精神保健研究所）
立森久照（国立精神・神経センター精神保	吉田光爾（国立精神・神経センター精神保

健研究所)

和田公一（朝日新聞社）

A. 研究目的

厚生労働省は「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、今後おおむね10年間で当事者や当事者家族も含めた国民各層が精神疾患や精神障害者についての正しい理解を深めるよう意識の改革に取り組むとしている。

このような意識改革を実現するためには、精神疾患や精神障害者に関する普及啓発を広く国民の間に進める必要がある。そして、普及啓発の取り組みが確かに、国、都道府県、市町村、精神保健福祉関係団体等によって行われてきた。しかしこれまで、それらの取り組みは個別的な活動であり、必ずしも組織的・戦略的な普及啓発ではなかった。

そこで、本分担研究では昨年度までの2年間の研究を通じて、普及啓発に関する現状と課題を分析し、地方自治体や精神保健福祉関係団体の担当者を対象とした、普及啓発を組織的・戦略的に推進するためのガイドライン試案を作成してきた。

本年度の本分担研究では、このガイドライン試案を元に検討を重ね、「精神保健医療福祉の普及啓発を組織的・戦略的に推進するためのガイドライン」完成版を作成することを目的とした。

また、国民意識の変革には、メディアの精神疾患、精神保健医療福祉についての理解と関心の向上も必要である。そこで、本分担研究では国民意識の変革に向けて、メディアと行政を含む精神保健医療福祉従事者との連携のあり方を検討することも目的とした。

B. 方法

昨年度までの研究で作成したガイドライン試案を全国の都道府県・政令指定都市の精神保健行政担当者、及び精神保健福祉センターの普及啓発担当者に送付し、その内容について意見を収集した。

その後、分担研究者及び研究協力者によって構成された編集ミーティングにて、収集された意見を踏まえて検討し、ガイドライン完成版を作成した。

また、医療分野で活動する新聞社・通信社の記者と行政・医療分野代表者による「精神疾患の報道を考える懇話会（以下、懇話会）」を開催し、お互いが情報提供し、討議を行い、メディアと行政・医療者との連携のあり方を明らかにした。

C. 結果

ガイドライン試案を送付した、都道府県・政令指定都市・精神保健センターの担当者のうち、33名から意見が寄せられた。

計4回開催された編集ミーティングにおいて、これらの意見をガイドライン試案の項目ごとに分類し検討した後、議論とその内容の修正を重ねながら、「精神保健医療福祉の普及啓発を組織的・戦略的に推進するためのガイドライン」を完成した。

このガイドライン完成版については、本分担研究報告書の末尾に参考資料として添付する。

また、メディアとの連携のあり方に関しては、5回の懇話会において、全体的な状況、普及啓発ガイドライン、国民意識調査の結果、精神障害者の犯罪、自殺予防総合対策センターの業務についての報告を行い、それらに基づいて検討した結果、精神保健医療の普及啓発と国民の正しい認識を得る上で、社会、メディア、精神保健福祉従事者それぞれに問題のあることが明らかになった。

D. 考察

組織的・戦略的な普及啓発の推進という本分担研究の目的の達成のために、ガイドライン完成版の作成に当たっては以下の点に留意がなされた。

まず、普及啓発によって対象者に届けられるメッセージ・内容は、平成16年3月に厚生労働省が取りまとめた「こころのバリアフリー宣言」の指針に沿ったものとした。これは、本ガイドラインを参考にして実施される個々の普及啓発活動が、国レベルの方向性とリンクした国民的な運動の中に位置づけられ、組織的・戦略的な取り組みとなっていくことを意図したものである。

また、普及啓発を進めるに当たっては、その対象となる人々を明確にし、その特性をよく理解した上で、それぞれの必要性に応じた目的に向かってメッセージを届けることが必要と考えた。このため、本ガイドラインでは対象となる人々の特徴ごとに分類し、それぞれに応じた普及啓発の目的とメッセージ内容を整理して掲載した。

そして、国、都道府県、市町村、精神保健福祉関係団体等が、それぞれの組織・団体の枠組みを越えたネットワークを構築するなど、地域が一体となった取り組みを進めることの重要性も強調している。このような組織・団体間の連携化・一体化を進めることで、普及啓発がより組織的・戦略的なものとなり、その効果や効率を高めることができると思う。

さらに、上記のような本ガイドラインのねらいに則した事例を多く掲載することで、より具体的に普及啓発のイメージを示したことも本ガイドラインの特徴と言える。

今後、本ガイドラインは、全国の都道府県、政令指定都市、精神保健福祉センター、保健所等へ配布される予定である。

また、メディアとの連携のあり方については、以下の3つの取り組みが必要と考えられた。すなわち、

- ① 幅広いメディアを対象としたメディアカンファランスを定期開催し、精神疾患、精神保健医療に関する情報を継続的に提供すること
- ② メディアの質問に中立的な立場から情報を提供し、より深く確かな報道を促していく試行的な取り組みを実施し、その評価を行うこと
- ③ メディア啓発におけるニーズを把握するため、メディア従事者を対象にした精神障害への理解の実態についてのアンケート調査を実施すること

の3つである。

なお、本分担研究報告の末尾に、普及啓発におけるメディアとの連携についての研究協力報告書を参考資料として添付する。

E. 結論

3年研究の最終年度として、これまで2年間の研究で作成された「普及啓発を組織的・戦略的に推進するためのガイドライン試案」について、全国の精神保健福祉関係者から意見を収集した。その後、これらの意見を踏まえて検討し、完成版を作成した。

また、メディア関係者との懇話会を開催し、メディアと行政・医療関係者との連携のあり方について検討し、今後必要な取り組みについて明らかにした。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

・社団法人 日本精神保健福祉連盟・財団法人 日本障害者リハビリテーション協会主催、精神障害者の正しい理解を図る取り組みの組織的推進に関する研究報告会、平

成 20 年 2 月 5 日，東京

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

I. 参考文献

1) 保崎秀夫（2006）精神障害者の正しい理解を図る取り組みの組織的推進に関する研究，平成 17 年度厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

2) 保崎秀夫（2007）精神障害者の正しい理解を図る取り組みの組織的推進に関する研究，平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

精神保健医療福祉の普及啓発を 組織的・戦略的に推進するための ガイドライン

普及啓発の組織的・戦略的推進に関する研究班
(平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金)

I はじめに

1 ガイドライン作成のねらい

精神保健医療福祉施策を進めるにあたり、精神疾患や精神障害者への正しい理解を促進することは、各施策に共通する重要かつ必要不可欠な視点である。

厚生労働省から2004年9月に発表された、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」においては、「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的な方策を推し進めていくために、当事者および当事者家族も含めた国民各層が精神疾患や精神障害者について正しい理解を深めるよう意識の変革に取り組むとともに、地域間格差の解消を図りつつ、立ち後れた精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化を今後10年間で進める、と示されている。

しかし、その後3年が経過した現在においても、精神疾患に関する基本的な国民の認識はいまだ十分ではない。また、一部の国民の間には精神障害者は危険であるという漠然とした誤った認識があるため、精神疾患や精神障害者についての普及啓発を国民の間に広く進める必要がある。

また、精神疾患や精神障害者の普及啓発については、国、都道府県、市町村、精神保健医療福祉関係団体等で確かに取り組まれているが、多くの事例は、それぞれ個別の組織・団体における取り組みにとどまっており、関係する組織・団体等が連携した地域一体の取り組みは、残念ながら限られている。

したがって、精神保健医療福祉に関する国民意識の変革、すなわち普及啓発を、国、都道府県、市町村、精神保健医療福祉関係団体等が、国民運動として積極的に広く推進することが強く求められている。

そのためには、地方自治体や精神保健医療福祉関係団体等が、普及啓発の目標や戦略、対象、方法、内容等を明確にした組織的・戦略的な取り組みについて共通的な視点を持ち、また、それぞれの組織・団体等を超えた地域ネットワークを構築するなどの地域が一体となった取り組みが重要となる。

このような組織的・戦略的な普及啓発が各地域で広く取り組まれるよう、地方自治体や精神保健医療福祉関係団体において普及啓発に取り組む担当者等を対象に、ガイドラインを作成した。

2 国民の意識と課題

精神障害についての国民意識を大規模に調査したものとして、1971年の総理府調査と、1997年に旧全国精神障害者家族会連合会(以下、「全家連」という)が行った調査がある。

1971年の総理府調査では、「激しく変化する現代社会では誰でも精神障害者になる可能性がある」との設問に対し、「そう思う」は60.8%、「どちらともいえない」は21.9%、「そう思わない」は17.3%であった。他方、1997年の全家連調査では、「そう思う」は51.8%、「どちらともいえない」は33.0%、「そう思わない」は14.8%であった。

また、2007年に厚生労働科学研究として全国の地域住民2,000人を対象に実施された「こころとからだの健康についての国民意識の実態に関する調査」では、「精神疾患は生活習慣病と同じく誰もががかかりうる病気だと思うか」との問いに対して「そう思う」、「ややそう思う」と回答した人は、それぞれ46.4%、36.0%であった。

イギリスにおける2007年の国民意識調査では、「誰もが精神障害になる可能性がある(Virtually anyone can become mentally ill.)」という問いについて、回答者の89%が同意している(SHIFT,

2007)。

また、1992年に行われたアメリカの調査では、同じ設問に関して、一般市民の74%が同意している(Borinstein, 1992)。

各調査によって質問文や回答形式が異なっているため単純な比較はできないが、イギリスとアメリカと比べると、わが国の精神疾患の罹患の可能性に関する意識は、高くない状態であることがわかる。このような現状においては、精神保健上の問題が起きたときの認識が妨げられ、受療行動の遅れや、精神障害者への偏見・差別につながりかねない。したがって、現状を大きく変えていく必要がある。

3 最近の動き

1)「こころのバリアフリー宣言」

2004年3月に厚生労働省では、精神疾患や精神障害者に対する正しい理解を促す基本的情報を、「こころのバリアフリー宣言」として取りまとめた。これは、国民を対象とし、精神疾患や精神障害者に対する正しい理解を促すとともに、誰もが人格と個性を尊重して互いに支えあう共生社会を目指すことができるように、基本的な情報を8項目として整理したものである。

本ガイドラインは、精神保健医療福祉の普及への取り組みがさらに国民的な運動となるよう、「こころのバリアフリー宣言」の指針に沿い、普及啓発の内容をまとめた。

(1)「こころのバリアフリー宣言」によるメッセージ

—正しく理解する—

普及啓発は、一般住民の生活感情をふまえて、精神疾患の知識を得る動機を高めるようにすることが必要である。当事者および当事者家族に対しても、精神疾患を正しく理解し、適切に対応するよう働きかけていくことが重要である。また、障害者と健常者との共生社会づくりを実現することを目標に、国民が精神疾患を自分自身の問題として認識を進めていくことが求められる。

具体的には、精神疾患は、ストレス等が加わって起こり、誰にでもかかるリスクを伴うこと、ストレスへの対処によって防ぎ得ること、および精神疾患を早期に発見し適切な治療や支援を受ければ多くは改善することを伝えることが重要である。

「こころのバリアフリー宣言」によるメッセージの指針とメッセージ例

①精神疾患を自分の問題として考える。

統合失調症、うつ病、アルコール依存症、薬物依存症、痴呆等の精神疾患に関する情報を提供する。

メッセージ例:

「精神疾患は、糖尿病や高血圧と同じで誰でもかかる可能性があります」

「2人に1人は過去1カ月間にストレスを感じていて、生涯を通じて5人に1人は精神疾患にかかるといわれています」

②ストレスにうまく対処する。

精神疾患の要因となるストレスについて、「脆弱性モデル」等を示し、効果的な対処方法を紹介する。

メッセージ例：

「ストレスにうまく対処し、ストレスをできるだけ減らす生活を心がけましょう」

「自分のストレスの要因を見極め、自分なりのストレス対処方法を身につけましょう」

「サポートが得られるような人間関係づくりにつとめましょう」

③こころの不調に気づく。

不眠、ひきこもり、自殺等関心の高いテーマを取り上げる。

早期発見、対処の重要性を理解してもらう。

メッセージ例：

「早い段階での気づきが重要です」

「早期発見、早期治療が回復への近道です」

「不眠や不安が主な最初のサイン。おかしいと思ったら気軽に相談を」

④病気を理解する。

当事者家族や雇用者としての対応を紹介する。

医療機関、精神保健福祉センター等への相談を勧奨する。

メッセージ例：

「病気を正しく理解し、焦らず時間をかけて克服していきましょう」

「休養が大事、自分のリズムをとりもどそう。急がばまわれも大切です」

「家族や周囲の過干渉、非難は回復を遅らせることも知ってください」

脆弱性モデル

精神疾患の発生を説明するモデルの一つである。病気になりやすいかどうかの「脆弱性」と、病気の発症を促す「ストレス」の2つの軸のバランスで精神疾患は発症すると考えられる。その人の生まれもった素質と、学習、訓練等により得た能力やストレスへの対応力が関連するといわれている。また、何を「ストレス」と感じるかは人によって異なるが、家庭内のことであったり、人間関係であったり、仕事上の関係であったりする。

(2)「こころのバリアフリー宣言」によるメッセージ

—態度を変える、行動する—

精神障害者への態度を変えるためには、当事者との交流の機会をもつことによって、精神障害者に対する否定的な感情を低減させ、信頼感を高めていくことが重要である。これを継続していく中で、精神疾患に対する理解を深め、適切に対応することが求められる。

地域では、支援を求める者がどのような支援を必要としているかを周囲に伝えるとともに、それを受け取った者も、どのように支援するかを学習することが必要となる。このために、必要な知識を得る機会を提供し、参加を促していくようにする。これらを通し、精神障害を認め、肯定し、地域住民が当事者を受け入れて支えることができる社会づくりを目指す。

「こころのバリアフリー宣言」によるメッセージの指針とメッセージ例

⑤拒否的な態度をとらない。

精神疾患や精神障害者に対する誤解をなくす。

コミュニケーションの事例を紹介する。

メッセージ例：

「先入観に基づくかたくなな態度をとらないで」

「精神疾患や精神障害者に対する誤解や偏見は、古くからの慣習や風評、不正確な事件報道や情報等により、正しい知識が伝わっていないことから生じる単なる先入観です」

「誤解や偏見に基づく拒否的態度は、その人を深く傷つけ病状をも悪化させることさえあります」

⑥地域での生活を見守る。

社会復帰の事例や社会復帰施設の活動を紹介します。

メッセージ例：

「誰もが自分の暮らしている地域(街)で幸せに生きることが自然な姿」

「誰もが他者から受け入れられることにより、自らの力をより発揮できます」

⑦体験の機会を活かす。

各種の社会復帰活動への参加を勧奨する。

相互の交流の必要性を理解する。

メッセージ例：

「理解を深める体験の機会を活かそう」

「人との多くの出会いの機会をもつことがお互いの理解の第一歩となるはずですよ」

「身近な交流の中で自らを語り合えることが大切です」

⑧互いに支えあう社会をつくる。

当事者の社会参加の機会を提案する。

積極的な参加と交流を促す。

メッセージ例：

「人格と個性を尊重して互いに支えあう共生社会を共につくり上げよう」

「精神障害者も社会の一員として誇りをもって積極的に参画することが大切です」

2) 関連する施策

厚生労働省から2004年9月に発表された、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な方策を推し進めていくため、国民各層の意識の変革や、立ち後れた精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化を今後10年間で進める、と述べられている。

特に、精神障害に対する国民意識の変革は重点施策のひとつとされている。概ね10年後の達成水準の目標のひとつに、「精神疾患は生活習慣病と同じく誰もがかかり得る病気であることについての認知度を90%以上とする」が挙げられている。この目標を達成するために、精神疾患を正しく理解し、態度を変えて行動するという変化が起きるよう、精神疾患を自分自身の問題として考える者の増加を促すことが求められている。